

問い合わせ先
 県土マネジメント部建設産業課
 公共工事契約管理係
 0742-27-7425

令和6年度 第2回奈良県入札監視委員会(定例会議) 会議録要旨

開催日時	令和6年11月8日(金) 10:00~12:00	
開催場所	修徳ビル 中会議室	
出席委員	委員長 仁木 恒夫 委員 熊谷 礼子 清水 陽子 西田 尚造 庄田 尚代	
審議対象期間	令和6年4月1日~令和6年7月31日	
事務局等からの報告	上記審議対象期間中の建設工事の総契約件数、入札参加停止の措置状況、談合情報への対応状況等について報告	
審議案件数	6 件	(備考)
うち一般競争入札	5 件	
うち指名競争入札	0 件	
うち随意契約	1 件	
審議の結果	抽出された審議案件については、不正等を疑わせる内容は確認できなかったことから、概ね妥当であるとする。	
委員会による意見具申等	なし	
その他	なし	
抽出案件に対する委員からの質問等	発注機関等の回答等	
案件1 一般国道425号 白谷トンネル補修工事(道路メンテナンス事業(国道トンネル補修))		
トンネルは「定期的に点検をして、補修が必要と判断された時に補修工事を行う」との説明であったが、定期的な点検で大体の補修予定が分かるものであるのか。	トンネルや橋梁は法令で5年に1度の定期点検が義務付けられており、当該点検で補修が必要と判定された箇所を次の点検までに補修・修繕するというサイクルになっている。	
案件2 一般国道169号他 吉野町 地域維持型管理業務(道路施設維持修繕事業 他)		
参加条件合致業者数は4者とのことであるが、落札した地域維持型建設共同企業体(地域維持型JV)はこれらの4者で構成されているのか。また、これまでも同様であるのか。	JVの代表者要件を満たすのが4者で、その4者がJVを組成している。代表企業は異なるが、毎年度同様の状況である。	

<p>JVの代表者・構成員ともに「吉野町内に本店を置くこと」が入札参加条件の1つとなっており、そのために参加業者が限られてしまっていると感じるが、本店所在地を近隣の市町村に拡げることはできないのか。</p>	<p>本件は365日24時間体制で吉野町内全域の道路や河川に係る緊急対応を求められる業務であり、その中で、町内の業者であれば即座に対応できることから、構成員も含め、本店所在地を町内に限定しているものである。</p>
<p>毎年1者入札になっている中で、随意契約ではなく競争入札にするメリットはあるのか。</p>	<p>本件は365日24時間体制で対応が求められる業務であり、現実的に対応が可能な業者が少ないことから、結果として1者入札になっている。しかし、入札の原則は一般競争方式であり、参加要件を満たした業者であれば誰でも入札に参加できる以上、結果的に1者入札が続いていることをもって「契約の相手が限定される」と整理し随意契約とすることは難しい。</p>
<p>案件3 第二浄化センター2号自家発電設備等修繕工事</p>	
<p>参加条件合致業者48者のうち、実際に「過去15年以内に、下水道法に基づく終末処理場の電気設備工事（建築付帯電気設備工事、撤去工事は除く。）の元請け完成実績を有すること」という条件を満たす業者はどのくらい存在するのか。</p>	<p>この条件を満たすのが48者である。今回2者の入札があったが、うち1者は工事実績を確認したところ条件に合致していなかったため、失格となったものである。</p>
<p>参加条件合致業者は「全国で48者」と思われるが、参加可能者を増やす方法はあるのか。</p>	<p>修繕工事には規模の大小があることから、小規模な修繕工事の実績を積むことで、将来的に別の修繕工事の入札に参加ができるようになると思う。</p>
<p>今回落札した業者は、当初の設備工事を担当した業者と同じであるか。</p>	<p>同じである。</p>
<p>案件4 浄化センター細目スクリーンかすスキップホイスト他修繕工事</p>	
<p>今回落札した業者は、当初の設備工事を担当した業者と同じであるか。</p>	<p>同じである。</p>
<p>「当初の設備工事を担当した業者であるために落札率が100%になった」と考えればよいのか。</p>	<p>金額そのものについては最低制限価格以上予定価格以下の範囲で収まっており問題ないと考えている。なお、同様の案件のすべてが落札率100%になっているわけではない。</p>
<p>案件5 奈良南高校(大淀学舎)消火設備改修工事</p>	
<p>今回は、最も低い価格で入札した業者ではなく、「施工実績」のある業者が逆転で落札者となっているが、本件工事において「施工実績」は重要なものであるのか。施工実績が重視されるとなると、新規業者の入札参加が難しくなるという懸念があると思う。</p>	<p>総合評価落札方式の評価項目としては、過去に受注した工事の「工事成績」、「表彰実績」、「同種工事の施工実績」、「地域要件」等があるが、「同種工事の施工実績」は工事の品質に関わる重要な項目である。また、評価項目とその配点は工種毎、価格帯毎にすべての工事において統一しており、工事の内容によって評価項目を削減することは、恣意的な判断につながる可能性もあるため行っていない。 なお、新規業者参入促進のため、土木一式工事では工事成績や表彰を評価項目としない「企業チャレンジ評価型」を実施している。設備工事への導入については今後の検討課題と考えている。</p>

<p>「施工実績」が評価され逆転するというのは、公告に記載されている「入札参加資格」に「施工実績」がないことと矛盾しないか。</p>	<p>総合評価落札方式における「施工実績」等の評価は「加点评価」である。一方で、公告で定めている「入札参加資格」は、当該案件の入札に参加するための「最低限の要件」であり、性質が違う。</p>
<p>案件6 県営住宅天理団地A-1号棟エレベーター改修工事(県営住宅環境改善事業(防災・安全))</p>	
<p>予定価格の算出にあたり業者から徴求した参考見積の金額等の妥当性についてはどのように判断しているのか。</p>	<p>「過去に実施した同様の改修工事の金額」と比較して判断している。</p>
<p>今回参考にした「過去の同様の工事」の施工業者と今回見積を徴求した業者は同じであるか。もしそうであれば、「他の業者が施工した同種工事」との比較も必要ではないか。</p>	<p>今回の改修工事については、施工後に不具合等が生じた際の責任分担が不明瞭になるおそれがあることから、当初の設置業者と随意契約を締結したものである。 県営団地におけるエレベーターの設置は天理団地が初めてであったことから、比較事例がなく、同一業者間の比較となったが、今後、別の業者が設置した他の県営団地のエレベーターでも改修工事が生じることになるので、将来的には「別の業者との比較」もできるようになると考える。</p>
<p>部分改修ではなく全部取替として競争入札に付した方が費用が少なく済んだということにはならないか。</p>	<p>実際に見積をとって確認したわけではないが、定価ベースでは部分改修の方が安く済むと考えられる。また、改修対象の棟(10階建て)にはエレベーターが1機しかないため、取替となると1~2か月は使用不可となり、住民の生活が相当不便になる。これらを踏まえ、比較的短期間で完了する「部分改修」を採用したものである。</p>